

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2014年3月19日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 7 国名：大洋州地域 担当：地球環境部  
案件名：廃棄物管理改善支援プロジェクト（廃棄物管理B、F）（その2）

1 契約予定期間：2014年5月中旬～2016年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における廃棄物管理改善に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年4月2日から2014年4月4日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年4月2日から2014年4月7日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年4月18日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 5月上旬
- (5) 契約交渉 : 5月上旬～5月中旬

5 業務の目的

大洋州の島嶼国における廃棄物管理は、その国土の狭小性といった地理的条件や伝統的な土地所有制度等の社会的背景から適切な廃棄物処理が困難な場合が多く、海洋(珊瑚礁)や陸域等の観光・産業資源及び人々の公衆衛生への深刻な影響が問題となってきた。これに加えて、急速な生活様式の近代化と都市部への人口集中があいまって、発生する廃棄物の多種・大量化が顕著となっており、これらの廃棄物の適正処理を実現していくことが、大洋州地域島嶼国に共通する大きな課題のひとつとなっている。

JICAは、2000年より当該分野の協力を太平洋島嶼国フォーラムに加盟するODA対象国となっている14の国・地域(ミクロネシア国、マーシャル国、パラオ国、キリバス国、ナウル国、サモア国、トンガ国、ツバル国、ニウエ国、クック国、パプアニューギニア国、フィジー国、ソロモン国、バヌアツ国)に対して協力を行ってきた。2006年6月から2010年5月まで、地域国際機関である太平洋地域環境計画(SPREP)をパートナーとして、サモア国を拠点とした広域協力である技術協力プロジェクト「太平洋廃棄物管理プロジェクト」を、また2008年10月から2012年3月までフィジー国にて技術協力プロジェクト「廃棄物減量化・資源化促進プロジェクト」を実施し、大洋州地域における3R(Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル))+Return(リターン)推進のためのモデル作りに取り組んできた。

このような背景の下、さらなる継続的な廃棄物管理改善への支援の必要性を認識した大洋州11カ国(ミクロネシア国、キリバス国、パラオ国、フィジー国、パプアニューギニア国、ソロモン国、PNG国、サモア国、トンガ国、ツバル国、マーシャル国)から、我が国に対し、それぞれ個別の技術協力プロジェクトが要請された。JICAは11件の技術協力プロジェクトの要請を取りまとめて一つの広域案件とし、これまでの協力で策定された地域廃棄物管理戦略や国家廃棄物管理計画のもと、大洋州各国が適正な廃棄物管理体制を整え、その知識や経験が大洋州島嶼国内で共有され、大洋州全域の廃棄物管理が改善されることを目的として対象各国の廃棄物管理所管機関をカウンターパート(C/P)として「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト(J-PRISM)」(以下「本プロジェクト」)を2011年2月から2016年2月までの予定で実施中である。現在は、2014年3月まで各国へ短期専門家(廃棄物管理)を派遣し、廃棄物管理の現状基礎調査、5年間の活動計画の精査、統合的廃棄物管理に係る活動の支援、廃棄物管理計画策定ワークショップや処分場管理地域研修等を実施しており、本件は同専門家活動に継続して実施するものである。2013年8～9月にかけて実施された中間レビューでは各国及び地域の優良事例及び課題が明らかにされ、プロジェクトの後半に向けた各国の活動や域内での学びあいの支援等を集中的、組織的に展開していくところである。

本業務は、大洋州地域廃棄物管理戦略(2010-2015)(以下「廃棄物地域戦略(2010-2015)」)に沿って大洋州11カ国のうちの3ヶ国(フィジー国、キリバス国、トンガ国)において、廃棄物の課題に対処することを通して、大洋州地域の廃棄物管理の人材、制度面でのキャパシティの向上をはかり、域内の自立発展的な廃棄物管理を目指すものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

フィジー国、キリバス国、トンガ国

(2) 相手国関係機関

フィジー国：環境局と複数自治体

キリバス国：環境保全局を始めとする複数機関  
トンガ国：国土環境気候変動天然資源省及び保健省

### (3) 業務内容

以下の対象地域全体のプロジェクト目標及び成果を踏まえ、各国で定められた案件概要（PDM）にそって必要な活動を実施する。

#### 【プロジェクト目標】

大洋州地域廃棄物管理戦略の実施を通して、大洋州島嶼国の廃棄物管理にかかる総合的基盤（人材と制度）が強化される。

#### 【期待される成果（地域レベル）】

- 1) 研修やワークショップの実施を通して、固形廃棄物管理の人的資源が強化される
- 2) 環礁低地での廃棄物管理に関する研究がなされる
- 3) 過去の協力を含めプロジェクトを通じた知識、経験や教訓が大洋州各国で共有される
- 4) 大洋州諸国間の情報ネットワークが強化される
- 5) 廃棄物地域戦略の進捗をモニタリングする域内の体制が確立される

なお、各国レベルでも各国のニーズ、廃棄物地域戦略（2010-2015）で示された優先課題を鑑み、別途個別にPDMを定めており、フィジー国、キリバス国、トンガ国はそれぞれ国別PDMに沿って活動を実施している。

### 7 成果品等

- (1) 業務実施計画書（業務開始から1か月後）
- (2) プロジェクト事業進捗報告書（業務開始から6か月毎）
- (3) プロジェクト事業完了報告（契約終了時）

### 8 主要な分野及び評価対象予定者

- ・ 廃棄物管理B（キリバス、フィジー）（評価対象予定者）
- ・ 廃棄物管理F（トンガ、フィジー）（評価対象予定者）

### 9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定
- ・ 応募者によるプレゼンテーションを実施予定

注：本案件概要は予定段階のものであり、詳細については変更される場合があります。